

静岡県個人情報保護審査会答申概要

(令和2年度)

ページ

- 1 令和2年12月4日答申
静岡県警察本部が自分に対して行った対応の理由がわかる文書に係る非開示
決定に対する審査請求(諮問第41号)…………… 235

- 2 令和3年1月29日答申
自分が特定交番に相談した際の相談等受理票の訂正請求に係る決定処分に対
する審査請求(諮問第43号)…………… 236

答 申 の 概 要

件 名	静岡県警察本部が自分に対して行った対応の理由がわかる文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第41号）		
本件保有個人情報	自分の相談等に対し実施機関が行った対応の理由が記載された文書		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和2年4月23日	答申年月日	令和2年12月4日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。		
審査会の判断	<p>本件請求は、審査請求人の子である、実施機関の元職員（以下「審査請求人の子」という。）の死亡について、審査請求人が実施機関へ行った相談等に対する実施機関の対応の理由が記載された文書の開示を求めたものである。実施機関は、本件保有個人情報を保有していないとして本件処分を行っていることから、以下、本件保有個人情報の保有の有無について検討する。</p> <p>(1) 請求1について</p> <p>ア 審査請求人は、特定所属Aの特定職員が審査請求人の電話を拒否していると主張しており、その拒否する理由が記載された文書の開示を求めている。</p> <p>イ 実施機関は、特定所属Aから特定所属Bへ審査請求人からの相談対応を引き継ぐことが記載された文書（以下「本件文書」という。）を特定しており、この点、諮問庁に確認したところ、特定所属Aから特定所属Bへ審査請求人の対応を引き継ぐことに伴い、今後、特定所属Aでは審査請求人の対応を行わないことを審査請求人に伝えた経緯があり、そのことをもって審査請求人は「特定所属Aにおいて自己の電話を拒否された」と主張していると考えられるため、本件文書を特定したとのことである。</p> <p>ウ 実施機関は弁明書において、以下のとおり説明する。</p> <p>(7) 県民等から実施機関に対し相談があった場合、特定所属Bにおいて相談を受理及び処理する。相談の中には、専門的な知識等が必要になるものもあり、相談内容に係る事務を担当する所属に対応を引き継ぐこともある。</p> <p>(イ) 審査請求人からの電話相談は、審査請求人の子の死亡に係るものであったため、当初から職員の公務災害等を所管する特定所属Aにおいて対応していた。</p> <p>(ウ) 特定所属Aに対し審査請求人から同様の電話相談が繰り返し行われ、特定所属Aの担当者が同様の説明を繰り返し行ったものの、審査請求人は担当者の説明に納得しなかったことから、一般的な相談窓口である特定所属Bに対応を引き継ぐこととした。</p> <p>エ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、以下のとおり説明する。</p> <p>(7) 本件請求を受け、当時の特定所属Aの担当者に以下のことを確認した。</p> <p>a 特定所属A及び特定所属Bの職員へ周知する目的で、担当所属を変更すること及びその理由について記載した本件文書を作成したと思われる。</p> <p>b 本件文書は、2つの所属における周知が終われば後日参照する必要がなく1年以上保存する必要がないことから、静岡県警察の文書管理に関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第36号。以下「文書管理訓令」という。）における公文書保存期間基準に基づき、文書の保存期間は1年未満とし、ファイルには綴じず保管し、保存期間経過後に廃棄したと思われる。</p> <p>(イ) 本件請求を受け、執務室内を探索したが、文書を保有していなかった。</p> <p>オ 当審査会において諮問庁から文書管理訓令の提示を受け確認したところ、その内容は諮問庁の説明のとおりであり、また、諮問庁の文書の探索方法も不十分であるとは認められなかった。</p> <p>カ 以上のことから、請求1に係る保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求1に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。</p>		

(2) 請求2について

- ア 審査請求人は、過去に開示を受けた相談受理処理管理簿における審査請求人の相談に係る処理結果欄に、「解決（その他）」と記載されており、当該区分を選択した理由が記載された文書の開示を求めている。
- イ 諮問庁によると、実施機関において県民等から電話にて相談を受理した場合、相談受理処理管理簿に相談日、相談者の氏名、処理結果等を入力し、相談内容の詳細を相談等受理票に、その後の処理経過等を相談等処理票に記載することとしているとのことである。
- ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、以下のとおり説明する。
- (7) 実施機関においては、相談内容が実施機関からの指導や助言になじまないものや同一の者から繰り返し行われる相談について、相談受理処理管理簿の処理結果欄に「解決（その他）」の区分を入力することとしており、本件相談についても、その内容が従来からの相談と同様の趣旨のものであったため、当該区分を選択した。
- (イ) 一般に、相談内容の詳細は相談等受理票及び相談等処理票に記載することから、本件請求を受け、審査請求人の相談に係る相談等受理票及び相談等処理票を特定した。
- (ウ) 実施機関では対応ができない相談や、同一の者から繰り返し行われる相談については、相談等受理票のみ作成し相談等処理票を作成しないこともあり、審査請求人からの相談については、その内容が従来からの相談と同様のものであったため、審査請求人の申出内容を記載した相談等受理票及び相談を受理したことを記載した相談等処理票は作成していたが、処理結果を「解決」とした理由が記載された相談記録は作成しなかった。
- エ 請求2に係る保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求2に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求2に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) 請求3について

- ア 審査請求人は、実施機関が審査請求人の子の死亡に係る公務災害認定の結果が出た後に説明責任を果たすとしていたにもかかわらず、公務災害認定日以降も特定警察署署長及び県警本部長（以下「労務管理責任者等」という。）から特定事項について説明がされていないとして実施機関が審査請求人からの問合せを無視していると主張しており、その無視の理由が記載された文書の開示を求めている。
- イ 諮問庁によると、審査請求人の子の死亡当時から現在に至るまで、審査請求人から実施機関に繰り返し相談が寄せられており、その対応については検討を行った上で説明を行うなどして応じていることから、審査請求人が前提とする実施機関が審査請求人を無視しているという事実はなく、請求に該当する文書は存在しないとのことである。
- ウ 審査請求人は、労務管理責任者等からの特定事項について説明がないと主張しているため、この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、労務管理責任者等からの説明を求めることについて審査請求人から申出があったとは思われるが、労務管理責任者等から審査請求人へ説明を行わなければならないとする法令の定めはなく、また、当該説明を行うことについて審査請求人と取り決めを行った事実もなく、他に労務管理責任者等が説明すべきと考える特別の事情もなかったことから、実施機関において説明の要否について協議や検討をした経緯はないとのことである。
- エ 請求3に係る保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、他方、審査請求人からは請求3に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関において請求3に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

答 申 の 概 要

件名	自分が特定交番に相談した際の相談等受理票の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第43号）		
本件保有個人情報	自分が特定交番に相談した際の記録における自己の発言内容に関する記述		
主な非開示理由	訂正を行うべきであるとする明確な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和2年9月4日	答申年月日	令和3年1月29日
主な論点	<p>1 審査請求人が訂正を求めている審査請求人の発言内容に関する記述は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。</p> <p>2 静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。</p>		
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。		
審査会の判断	<p>(1) 本件訂正請求について</p> <p>本件訂正請求は、審査請求人が、本件保有個人情報の一部の記載が事実でないとして、訂正を求めたものである。</p> <p>審査請求人は、「私は忘れっぽくて、今までにも通帳をどこに置いたか忘れてしまうようなことがあり、今回も置いた場所を忘れていたのかもしれないと思い、」という記載（以下「訂正対象情報1」という。）を削除し、「もし、私の間違いであれば、相手に失礼だけでは済まされないと思い、」という記載に訂正するよう求めており、また、「交番に来ましたが、私自身、置いた場所を忘れたのか盗まれたのか分からないので被害届は出しません。」という記載（以下「訂正対象情報2」という。）を削除し、「交番に相談しましたが、1人の友人が不審な行動をした事は、もう1人の友人が証人ですので、私は、被害届を出したいと考えています。」という記載に訂正するよう求めている。</p> <p>(2) 訂正請求対象情報該当性について</p> <p>条例第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいうと解されている。</p> <p>審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めているのは、本件相談において審査請求人が相談取扱者に申し立てた内容を相談取扱者が記録した内容の一部であり、審査請求人の発言の有無及び内容という客観的に正誤が判定できる事項であるといえるため、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。</p> <p>(3) 訂正の要否について</p> <p>訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。</p> <p>また、条例第30条では、「訂正請求に理由があると認めるときは、」、「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」保有個人情報の訂正をしなければならないと規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する必要はないと解される。</p> <p>以下、本件訂正請求について、条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか否か検討する。</p> <p>ア 訂正対象情報1について</p> <p>諮問庁は、訂正対象情報1について、「相談者に対し、現金の紛失に気付いた日から交番に申し出た日</p>		

まで日数を要した理由を尋ねたときに、相談者が申し立てた内容を記載したものである。」と相談取扱者が説明しているとしており、相談取扱者の記憶と相違していないと主張している。また、諮問庁は、審査請求人が追加を求めている「もし、私の間違いであれば、相手に失礼だけでは済まされないと思い、」ということについて、相談取扱者は「相談者から当該申出を受けたことについては、記憶していない。」との説明をしているとし、訂正対象情報1を訂正する理由は認められないとしている。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、処分庁に対し県民等から相談があり事情の聴取を行う場合、通例、相談者とのやり取りの内容を録音することはなく、本件相談においても、審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであったため、訂正対象情報1が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

この他、審査請求人からは、訂正対象情報1について請求を受けた処分庁が本件保有個人情報の訂正を行うべきか否か判断するに足りる内容について、根拠を示して明確かつ具体的に主張していないため、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

したがって、処分庁に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 訂正対象情報2について

諮問庁は、訂正対象情報2について、「本件相談受理時に審査請求人の自宅に赴き、現金を保管していたとする場所等を確認した上で、被害を認めることができない旨を説明したところ、審査請求人は当該説明に納得しており、それでもなお「被害届を出したい」と申し立てなかったことを記憶している。」と相談取扱者が説明しているとしており、相談取扱者の記憶と相違していないことから、訂正する理由は認められないとしている。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、上記アのとおり、本件相談における審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであったため、訂正対象情報2が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

この他、審査請求人からは、訂正対象情報2について請求を受けた処分庁が本件保有個人情報の訂正を行うべきか否か判断するに足りる内容について、根拠を示して明確かつ具体的に主張していないため、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

したがって、処分庁に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。